

2019年10月7日

各 位

株式会社三井住友銀行

介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）「悠々介護終身US」  
および「外貨建一時払保険料の円入金特約」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、2019年11月1日（金）より、介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）「悠々介護終身US」（引受保険会社：プルデンシャルジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社）の取扱を開始します。

本商品は「人生100年時代」を見据え、より一層介護保障ニーズの高まりが想定される中、年齢を重ねるごとに高まる介護リスクや、ご家族の介護に対する不安にそなえることができる米ドル建ての一時払終身保険です。死亡保障と同時に介護保障に備えることができ、ご契約から2年経過後に所定の要介護状態（ ）になった場合には、介護保険金をお受け取りいただけます。

また当行は、本商品よりお客さまの保険料払込方法の選択肢を増やすため、外貨建一時払保険商品では初めて、保険会社に円貨で保険料を払い込むことが可能になる「円入金特約」（本商品での名称は「円換算払込特約」）の取扱を開始します。尚、「円入金特約」は他の外貨建一時払保険商品についても順次、取扱を拡大してまいります。

今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

（ ）「要介護2以上の状態と認定」または「満65歳未満の被保険者が、保険会社所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続」

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）「悠々介護終身US」（商品概要） >

項目	内容
契約通貨	米ドル
契約年齢	60～85歳（満年齢）
保険料払込方法	一時払
保険期間	第1保険期間：契約日から2年間 第2保険期間：第1保険期間の満了日の翌日から終身の期間
主な保障内容	<p><b>&lt; 第1保険期間 &gt;</b></p> <p>【死亡給付金】 被保険者が第1保険期間にお亡くなりになったときにお支払いします。</p> <p><b>&lt; 第2保険期間 &gt;</b></p> <p>【介護保険金】 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、第2保険期間に所定の要介護状態になられたときにお支払いします。</p> <p>【死亡保険金】 被保険者が第2保険期間にお亡くなりになったときにお支払いします。</p> <p>【高度障害保険金】 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、第2保険期間に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。</p> <p>所定の要介護状態・高度障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 介護保険金・死亡保険金・高度障害保険金は、重複してお支払いしません。 第1保険期間中に所定の要介護状態または高度障害状態に該当し、第2保険期間開始時にその状態が継続している場合は、第2保険期間開始以後に介護保険金または高度障害保険金をお支払いします。</p>
最高保険料	60～64歳：40万米ドル      65～69歳：60万米ドル 70～74歳：80万米ドル      75～85歳：100万米ドル
最低保険料	2万米ドル（円換算払込特約付加時は200万円）
診査方法	告知扱（4項目）
契約初期費用	なし

項目	内容
解約控除	あり（契約日から10年間）
市場価格調整	あり（契約日から20年間）
解約返戻金額	契約日から起算して20年後の契約応当日の前日まで 積立金額 × (1 - 市場価格調整率 - 解約控除率) 契約日から起算して20年後の契約応当日以降 積立金額と同額
ご契約日以降にかかる費用	積立利率は、指標金利によって算定される基準利率から保険契約の締結・維持に必要な費用として新契約費率および維持費率を差し引いてます。 第2保険期間中は、将来の死亡保障、高度障害保障及び介護保障に必要な費用が積立金から控除されます。 円建死亡給付金額最低保証特約を付加した場合には、第1保険期間中に死亡給付金を最低保証するための費用が積立金から控除されます。
主な特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定代理請求特約</li> <li>・ リビング・ニーズ特約（10）</li> <li>・ 円建死亡給付金額最低保証特約</li> <li>・ 円換算払込特約</li> <li>・ 円換算支払特約</li> <li>・ 介護保険年金支払特約</li> <li>・ 保険金等の支払方法の選択に関する特約</li> </ul>

#### < 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行いますが、契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。